

中央環境審議会大気環境・水環境合同部会の小委員会の運営方針について

〔平成21年9月14日
大気環境・水環境合同部会長決定〕

	事 項
<p>1 会議の公開及び出席者について</p> <p>(1) 会議の公開について</p>	<p>①小委員会は、原則として公開とするものとし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長は、小委員会を非公開とすることができる。</p> <p>②小委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。</p>
<p>(2) 代理出席について</p>	<p>代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に対しては、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。</p> <p>ただし、会議が必要と認めた場合には、欠席する委員等の代理の者を説明員として出席させることができる。</p>
<p>2 会議録等について</p> <p>(1) 会議録の内容について</p>	<p>①小委員会の会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。</p> <p>②小委員会の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。</p>
<p>(2) 会議録の配布について</p>	<p>小委員会の会議録は、当該小委員会に属する委員等に配布するものとする。</p>
<p>(3) 会議録及び議事要旨の公開について</p>	<p>①公開した小委員会の会議録は、公開するものとする。</p> <p>②小委員会の会議の議事要旨は、公開するものとする。</p> <p>③公開した小委員会の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備付けにより行うものとする。</p>
<p>3 その他</p>	<p>上記に規定するもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長が定めることができるものとする。</p>